

## 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

**生活支援費（進学者）の医療費追加貸付のご案内**

進学者で生活支援費の貸付を希望する方または貸付中の方で、定期的に医療機関を受診する場合、生活支援費の貸付期間のうち2年間まで、医療費などの実費相当額を追加貸付できることになりました。

生活支援費の貸付対象や必要書類、免除要件等の詳細については、パンフレットを参照し、医療費分の追加貸付をご希望の場合は、事前にご相談をお願いします。

■受付開始日：2023年7月から相談受付

医療費の追加貸付概要	
対象医療費	定期的に通院している保険適用医療の自己負担分 (交通費、保険適用外医療は対象外)
貸付期間	生活支援費の貸付期間のうち、2年間まで
貸付額	毎月必要となる対象医療費の実費相当額 ※医療費の自己負担分を軽減する高額療養費制度などをご相談した上での実費相当額。
確認書類	医療機関や薬局からの医療費請求書等
申請方法	①すでに生活支援費をご利用中の場合は、別途医療費追加分の金額を申請。 ②これから生活支援費を申請する場合は、生活支援費に医療費分を追加した金額を申請。  ※貸付の決定については、制度の趣旨に照らして個別に審査されます。なお審査によって貸付が不承認となることもあります。

<問い合わせ先>

東京都社会福祉協議会 福祉資金部

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業担当 TEL：03-3268-7238